

思ふに理論上甲説存立の餘地は存すべきも、それは單に理論上存立し得ると言ふだけであつて、餘りに文理に捉はれ過ぎたる解釋である。殊に前通牒は五號國道並木が五號國道玉川橋の爲に利用せられるのをすら嫌つたものである。してみれば其の通牒の精神を以て今回の場合に臨めば道路の爲にする場合でもないのであるから明かに伐採不可然であらねばならぬ。然るに當度の回答は、其の「障礙」の道路に關係なき場合をも許すのである。是等の關係と結果の妥當性とからして、私は積極説即ち變更せられたものとせず説に左袒する者である。

斯く解すると、障礙なると非常災害の場合なるとを問はず又其の原因が並木自身に存すると否とを問はず、苟も並

木を伐採するに足る理由があれば之を伐採して可なりと云ふことになる。伐採するに足る理由とは、卒直に道路維持修繕令第十三條に掲ぐる所の理由であればよいので、非常災害の場合に並木自身の原因でなければならぬ、道路の爲でなければ伐れないのと言ふが如きは狭きに失すると云ふことになるのである。たゞ「障礙に係るとき」は並木が障礙をする場合たるを要するは、其の文字上性質上當然であつて、他の物が障礙をなす場合に並木を伐るが如きは許さるべきではない。

但し此の兩説に對する批判は如斯く明瞭に斷定出来るものではないと思はれるから、茲には私見として掲げるに止め、其の有權的解釋は將來に残された問題として置く。

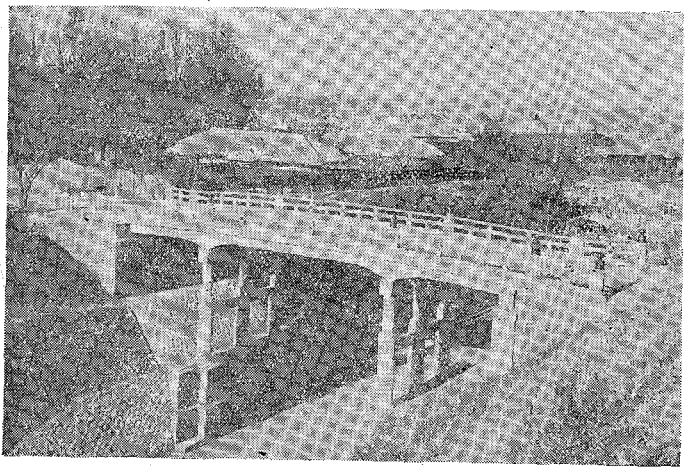
茨城縣下大手橋の新裝

茨城縣廳土木課

徳川御三家の居城として將亦「さむらひ日本」で知られ

た舊水戸城二の丸三の丸を區切る深い濠は昭和七年に六號國道として改築せられた。その濠に架設せられてゐた大手橋は遠く文祿五年佐竹義宜の時代に架設せられたもので、その後幾變遷を経て大正四年工費約三萬圓を投じて新舊様式を按配した三徑間のモダン橋に改築せられた。即ち橋臺、橋脚は石材煉瓦及鐵筋混凝土の混成構造とし橋體は舶來のI形鋼桁を用ひ橋面は樺の厚板高欄は昔ながらの擬寶珠附五條形で水戸名所の一であつたが、爾來二十年橋面、高欄の腐朽破損甚しく全く危険の状態となつたので、之れが改造を計畫し、

本年八月着工十二月竣功した。新橋は橋臺橋脚共に在來のものを再用し橋體は



I形鋼桁を排して鐵筋混凝土連續桁のスマートな型とし橋面は日立アスファルトブロックの鋪裝で高欄は鐵筋混凝土造で而も舊態を保存し五條形擬寶珠附とした。橋長は二二米七二有效幅員六米一二工費は五千圓である。

× × ×
× × ×
× × ×